

検査実施料に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、厚生労働省保険局医療課長の通知「令和7年11月28日付、保医発1128第3号」により、下記の検査項目診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項が通知されましたのでご案内いたします。

お取り計らいの程、お願い申し上げます。

敬具

記

新規収載項目

- 抗NF155抗体
- 抗CNTN1抗体
- RSウイルス核酸検出

適用日

2025年12月1日(月)より適用

※詳細につきましては、裏面の内容をご参照ください。



保健科学グループ

保健科学研究所

〒240-0005 神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町106

TEL. 045-333-1661

保健科学東日本

〒365-8585 埼玉県鴻巣市天神3-673

TEL. 048-543-4000

保健科学西日本

〒612-8486 京都府京都市伏見区羽束師古川町328

TEL. 075-933-6060

新規収載項目

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬 点数区分	備考
抗NF155抗体 抗CNTN1抗体	各1,000点	免疫 144点	「D014」 自己抗体検査 の「47」	(32) 抗NF155抗体及び抗CNTN1抗体は、慢性炎症性脱髓性多発神経炎又は自己免疫性ノドパチーの診断の補助(治療効果判定を除く。)を目的として、ELISA法により測定した場合に、それぞれ本区分の「47」抗アクリアポリン4抗体の所定点数を準用して、患者1人につき1回ずつ算定できる。自己免疫性ノドパチーの再発が疑われる場合は、初回の検査で陽性であったいずれかの項目に限り再度算定することとする。ただし、2回目以降の当該検査の算定に当たっては、その理由及び医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
RSウイルス 核酸検出	291点	微生 150点	「D023」 微生物核酸同定・ 定量検査 の「6」	(41) RSウイルス核酸検出は、以下のいずれかに該当し、RSウイルス感染が疑われる患者に対して、RSウイルス抗原定性が陰性であった場合に、RSウイルス感染の診断を目的として、鼻腔拭い液を検体として、NEAR法により実施した場合に、本区分の「6」の所定点数を準用して算定する。 ア 入院中の患者 イ 2歳未満の乳児 ウ パリビズマブ製剤又はニルセビマブ製剤の適応となる患者

※全項目受託未定